令和８年（フ）第５７４０号
大阪府東大阪市島之内２丁目10番７―906号
債務者　藤井　未来
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８０６９号
東京都北区浮間１丁目15―15―104
債務者　中里　　蓮（旧姓小暮）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４５号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目８番12―203号
債務者　深川　尋斗
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第６５０号
千葉県流山市加１丁目１７番地の５　サーティーンハイツ１０２
債務者（破産者）　吉田　成磨
1　主文　当裁判所が令和８年７月３０日午後３時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者（破産者）の氏名につき「吉田成麿」とあるのを「吉田成磨」と更正する。
2　決定年月日　令和８年１０月１９日
千葉地方裁判所松戸支部

破産手続終結

令和７年（フ）第３９号
長野県飯田市桐林951番地
破産者　有限会社シャデイギフトはら
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（フ）第２３５号
北海道旭川市流通団地二条三丁目34番地
破産者　株式会社フーズ・ワン
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３７５０号
大阪府東大阪市西堤本通東一丁目１番１号306
破産者　菱屋精工株式会社
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７５１号
大阪府東大阪市西堤本通東一丁目１番１号306
破産者　菱屋商事株式会社
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３８８２号
（最後の住所）大阪市北区豊崎７丁目２番34号
破産者　被相続人亡近藤正史相続財産
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２２７号
大阪府東大阪市豊浦町12番11号
破産者　株式会社ｉｆｕｒｕ
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０５号
岡山県倉敷市玉島1904番地
破産者　株式会社エム・アンド・エム・ミヤケ
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３５５号
香川県高松市香川町安原下第三号1802番地
破産者　株式会社ぴっころ村
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和３年（フ）第７７７号
大阪市西区新町１丁目３番12号
破産者　株式会社三日月百子
1　決定年月日　令和８年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和６年（フ）第２３０６号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目21番15号　二日市コーポＣ103号
破産者　渡邊　智典
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月５日午前10時30分
令和８年11月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５３３号
福岡市城南区干隈２丁目50番23―402号　アルフィーネ野芥ステーション
破産者　井町　勇一
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月22日午前11時30分
令和８年11月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１１号
福岡県筑紫野市武蔵２丁目９番10―101号
破産者　寺岡　智実
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月15日午後３時
令和８年11月４日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６８号
神戸市西区平野町西戸田430番地の６
破産者　スタジオプリズムこと　分玉　幸代
1　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午後１時30分
令和８年11月６日
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１０１５号
福岡市中央区白金１丁目17番１―1301号　ウィルミック薬院
破産者　布花原久美子
1　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前10時30分
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２７３７号
大阪市住吉区住吉１丁目７番18―102号、前住所大阪市住吉区上住吉１丁目６番21―501号
破産者　廣瀬　眞二
1　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時10分
令和８年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部